

## 職員討議の結果

### I 職員討議の開催について

#### 1 目的

職員が現地機関の抱える課題やあり方などについて議論を行うことにより、課題や認識の共有を図るとともに、現地機関の見直しに係る行政機構審議会や庁内検討などの議論に反映させる。

#### 2 実施状況

	実施日	実施地区	出席者
第1回	H27.11.11	長野	知事、現地機関職員 40名
第2回	12.10	北信	太田副知事、現地機関職員 40名
第3回	12.25	上伊那	中島副知事、現地機関職員 40名
第4回	H28.1.7	木曾	太田副知事、現地機関職員 40名
第5回	〃	下伊那	〃
第6回	1.8	諏訪	中島副知事、現地機関職員 30名
第7回	1.12	松本	太田副知事、現地機関職員 40名
第8回	1.13	上小	中島副知事、現地機関職員 40名
第9回	1.14	北安曇	〃
第10回	1.18	佐久	知事、現地機関職員 40名

### II 全体を通じての主な意見

※実施地区ごとの意見については、下記の長野県庁ホームページにて公開  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/shingikai/h27shingikai5.html>

#### 1 目指す組織に係る現場視点での具体的な課題、問題意識

##### (1) 三所体制が独立していることについて

- ・独立していることで、仕事が迅速に行える
- ・日常ではあまり不便を感じていない
- ・他の所・課の業務内容や業務を主管している部署が分かりにくい。各所の情報をお互い知らない
- ・災害時の情報共有に不安あり

##### (2) 効率的な市町村支援

- ・県と市町村、広域連合等との役割分担
- ・住民に身近な業務の県から市町村への権限移譲
- ・小規模町村への人的、技術的な支援（土木、福祉、行財政等）
- ・市町村が県に具体的にどんな支援を求めているのか
- ・市町村職員との顔が見える関係

### (3) 住民利便性への配慮

- ・現地機関が物理的に住民に身近な場所にあること。業務の効率化・集約と住民利便性は相反する
- ・県民にとって分かりやすい組織が大事。現在の現地機関の組織体制は住民に浸透している
- ・高齢者や交通弱者への配慮
- ・相談窓口や体制の充実
- ・三所が同一庁舎にないと不便

### (4) 効率的な組織体制など

- ・組織間の情報共有
- ・業務のスリム化、不要な業務の見直し・廃止、余計な業務を増やさない
- ・テレビ会議など ICT の活用、総務事務などの共通事務のオンライン化の促進
- ・三所が同じ場所（合庁）にあること。組織よりも建物を一つにしたほうがよい
- ・年に数件しかない許認可などを本庁において一括処理
- ・管理部門の職員を少なく、実働の職員を多く

## 2 地域課題を解決するための三所の組織体制

### (1) 課題解決などに望ましい体制とは？

- ・他の所や課の課題や業務内容などを情報共有できること（他の業務内容が十分理解できない状況であるため、連携できない）
- ・横断的な取組や調整、全体的な取りまとめができる仕組みや体制
- ・組織の形より機能。プロジェクトチームなどにより柔軟に連携が取れる体制（現在の組織を変えなくてもできる）
- ・企画調整部門の強化（人員増）
- ・現地機関が使える自由な予算
- ・人員定数の増減や職員配置がもっと柔軟にできるとよい（課題ごと）
- ・地域の重要課題に対応する特命担当やコーディネーターの配置
- ・コンパクトで迅速な対応、早い意思決定
- ・責任、命令系統を明らかに
- ・危機管理対応がしっかりできる組織体制
- ・三所が同じ合庁内にある
- ・10 所同一ではなく、それぞれの地域の特徴を活かした組織編成

## (2) A案について

### ● 肯定的な意見

- ・今の組織のままでも連携を深めることは可能。組織を大きく変えず、できることからやってみる
- ・三所の企画部門が連携することはよいこと
- ・現在の組織は県民に浸透しており、分かりやすい

### ● 否定的な意見

- ・現在と変わらないのでメリットがない
- ・三所の企画部門の職員の兼務は中途半端、又は必要がない
- ・地域全体を見る視点が弱くなりがち

## (3) B案について

### ● 肯定的な意見

- ・保健所、建設事務所の専門性が担保されており、横断的な連携も強まる
- ・地域の横断的な課題に取り組むための人員と予算は必要。企画調整部門は強化すべき
- ・いきなりC案ではなく、段階的なステップとしては適当

### ● 否定的な意見

- ・現在とあまり変わらない。局に名前を変える必要はない（費用もかかる）
- ・企画部門に保健師や土木職などの専門職を専任で置だけの業務量はない（ただでさえ専門職は人員不足）
- ・局長が保健所長へ勧告等することは適切ではない。（C案も同様）

## (4) C案について

### ● 肯定的な意見

- ・組織としての一体感がある。分かりやすい
- ・現地に予算、権限、人員が大幅に与えられるなら、総合的な視点での意思決定ができる
- ・総務部門の集約は効果がある

### ● 否定的な意見

- ・組織が大きくなり、意思決定が遅れる
- ・小回りが利かない。課題解決型はむしろ単独事務所
- ・権限が局長に集中しすぎ。局長の資質に左右される
- ・局長に保健所長や建設事務所長の専門職の判断ができるのか。屋上屋
- ・現地で決められるように本庁からの大幅な権限移譲と人員増などの体制強化を行わないと、結局 本庁で判断することとなり、住民や市町村にとって非効率

### 3 三所の組織体制に関連した検討事項

#### (1) 業務の集約や管轄区域

- ・庶務、物品購入、工事事務、入札、契約など共通部分の集約
- ・税務、行財政、許認可など業務によっては4程度に集約したらどうか（税務は県税事務所として独立も）
- ・観光の広域化
- ・住民に身近な場所にあるべき（建設事務所、農業改良普及センター）

#### (2) 課や係について

- ・地方事務所環境課、保健福祉事務所福祉課は現状でよい
- ・企画振興と観光の関連性。商工観光は分離すべき
- ・建築課を本庁に合わせて建設事務所へ
- ・建築課は許認可で関連する課が多いので、今のまま（地事）でよい
- ・地域政策課は再編が必要（総務係と県民生活係の統合、企画振興係の独立など）
- ・地域の特色を活かした部門・組織編制
- ・本庁組織との整合を

#### (3) その他

- ・現在の組織のどこに問題があるのか、組織改正をしなければならない理由が不明確
- ・組織改正の前に現状の中でできることがあるのではないか。組織見直しより各機関の連携をどう強化するかが今回の課題ではないか
- ・組織を変えてまで取り組まなければならない地域課題とは何か。その課題は組織を変えることで本当に解決できるのか。組織改正は手段であって目的となつてはいけない
- ・他の所や課がどのような業務を行っているか分からない。組織改正の前に職員が連携の意識を持つこと、連携のための環境づくりが必要。今回のように職種や所属を越えて職員同士が話し合う場が必要
- ・組織ばかりに気がいていたが、基本は「職員の活性化」だと気付かされた
- ・課題を感じていない人が多いことが課題かもしれない
- ・現地機関の人材育成が急務。職種間の人事交流も必要
- ・現行のままの組織でもプロジェクトチームなどを設けることなどで連携を深めることは可能
- ・全体的に人員不足で、日常業務も手一杯。高い質を求める余裕がない。人員に余力を
- ・人員削減のための見直しはやめてほしい
- ・組織見直しや連携のための意識改革は県庁も含めて考えるべき
- ・現地の組織改正は過去の経過を十分に考慮して進めるべき
- ・頻繁な組織名の変更は住民が混乱する
- ・県の一方的な現地機関の見直しでなく、県民や市町村の意見をしっかり聞いて進めるべき

## 現地機関の見直しに係る職員討議 アンケート結果【全体】

Q1 今回の職員討議は有意義でしたか。

大変有意義	有意義	不明	あまり意味ない	意味ない	381人
20人	237人	97人	25人	2人	
5.2%	62.2%	25.5%	6.6%	0.5%	

Q2 現地機関の機能・役割や組織の見直しは必要だと思いますか。

強く感じる	必要と感じる	不明	あまり必要でない	必要ない	381人
11人	137人	85人	134人	14人	
2.9%	36.0%	22.3%	35.1%	3.7%	

Q3 職員討議は今後も必要と感じますか。

強く感じる	必要と感じる	不明	あまり必要でない	必要ない	382人
19人	212人	96人	50人	5人	
5.0%	55.5%	25.1%	13.1%	1.3%	

Q4 職員討議の中で自分の意見を十分に発表できましたか。

十分できた	まあまあできた	不明	あまりできなかった	できなかった	383人
22人	285人	29人	47人	0人	
5.7%	74.4%	7.6%	12.3%	0.0%	

## 現地機関の機能・役割等の検討にあたっての主な論点

### 基本的な考え方（目指す組織）

- しあわせ信州創造プランを着実に推進するとともに、人口減少の抑制、人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向け、自ら地域の課題への取組を進めることができる**課題解決型**の組織体制
- 広い県土を持ち、77市町村により構成されるなど、他の都道府県と異なる本県の特徴を踏まえ、**市町村支援を効果的**に行うことができ、**住民の利便性に配慮**された組織体制
- 限られた財源の中で、時代の変化に対応し、必要な機能が発揮できる**効率的**な組織体制

### 現状評価の視点・主な検討課題

#### ○ 地方事務所等の現地機関

現状評価の視点		主な検討課題
①	現地機関が自ら課題解決に取り組むに当たり、必要な機能は十分か、本庁との繋がりかどうか	住民に身近な行政サービスは、住民に身近なところで処理することを基本とした現地機関の権限強化や、地域の課題を自ら解決できる地域完結性の高い事業実施の機能について
②	地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所等の現地機関は、地域の課題に対して、連携して総合力を発揮した対応をすることができるのか	しあわせ信州創造プランの着実な推進、地方創生に向け、地域を元気にするため、本庁部局縦割りを超えた地域の課題を総合的・横断的な視点を持って対応できる体制や現地機関の企画・調整機能について
③	市町村の規模や相互の連携の状況が地域により異なる中、市町村支援のあり方はどうあるべきか	県と市町村の間の役割分担のあり方、連携中枢都市圏、定住自立圏や広域連合など市町村相互の連携・協力のあり方を踏まえ、県が行う必要がある小規模市町村支援などにおける現地機関の役割について
④	大規模な自然災害への対応が増加している中、現地機関の危機管理対応に課題はないのか	自然災害等に備え、緊急時への対応に当たり、専門性や機動性がある組織であり、かつ、情報共有や連携が図られる危機管理対応のための現地機関の体制について
⑤	例えば、10の地方事務所は、管内人口、面積等にかかわらず、ほぼ同一の事務を担っているなど、現地機関の業務は同種の機関であれば、基本的に一律に行われているが、効果・効率の観点から課題はないのか	高速網の整備やICTの進展など、社会経済情勢の変化に対応するとともに、業務の種類によって異なる広域性や地域密着性などの性質に適応した効果的・効率的な業務実施とするための適切な業務の集約・配分について

現状評価の視点		主な検討課題
⑥	広域圏単位の地方事務所、保健福祉事務所、広域圏とのずれが生じている建設事務所や、複数の広域圏を所管する労政事務所、消費生活センターなど、現地機関の種類によって、その管轄するエリアの範囲が異なっていることが、県民、市町村等との対応や県機関相互の連携を図る上で、仕事を進めやすい体制となっているのか	県民、市町村等にとって利用しやすく、効率的・効果的に行政サービスを受けることができ、県機関にとっても相互に連携して仕事を進めやすい体制について
⑦	上記①から⑥に掲げた事項が適切に実施できる体制となっているのか	他の都道府県において置かれている例がある総合的な行政組織（地域振興局など）も参考としながら、本県の現地機関の持つべき権限、守備範囲、責任などのあり方について

### ○ 試験研究機関

現状評価の視点		主な検討課題
	試験研究機関の機能・役割が県民に分かり易いもので、かつ、産業振興に寄与しているのか	研究テーマと行政課題との関係や地方創生に向けた産業振興への寄与を明確にし、試験研究機関相互の横断的な連携が図られ、長野県にふさわしい役割が十分に発揮できる研究体制について

### ○ 共通事項

現状評価の視点		主な検討課題
	最高品質の行政サービスを提供できる体制となっているのか	職員が高い志と情熱を持ち、専門性が高く、効率的で質の高い行政サービスを提供できる現地機関の体制及び現地機関を支援する本庁の組織・機能のあり方について

【論点】 地域が抱える課題に対して3所が主体となって解決に取り組むための組織体制や長の権限はどうあるべきか。

検

A案【現行組織型】

【考え方】  
3所の組織体制は変えず、地方事務所の体制を強化して地域課題に対応



●地方事務所長の役割  
「地域における県行政の総合的な調整」(地方事務所の設置に関する条例)  
⇒ 現行のまま

●地域課題への取組を強化するために、企画振興係の体制を強化(増員)



●3所の横断的な連携を強化するために、保健福祉事務所及び建設事務所の企画担当を地方事務所地域政策課企画振興係に兼務



討

B案【地方事務所改組型】

【考え方】  
地方事務所を地域振興局(仮称)に改組し、地域課題の解決に向けた機能や局長の権限を強化し、医師や保健福祉事務所長、土木職である建設事務所長の専門性を重視



※地域振興局について  
●地域振興局は、現在の地方事務所業務に加え、3所に横断的に関係する地域課題を統括  
●現在の保健福祉事務所、建設事務所の定例的な業務は、現行どおり各所長の権限で処理

(地域振興局長に与える権限)  
●地域課題についての予算及び定数の要求権  
●管内の現地機関への資料要求、助言、勧告の権限(保健所、建設事務所の業務に係るものを含む。)  
●総合戦略会議(仮称)(現地機関連携)を主宰

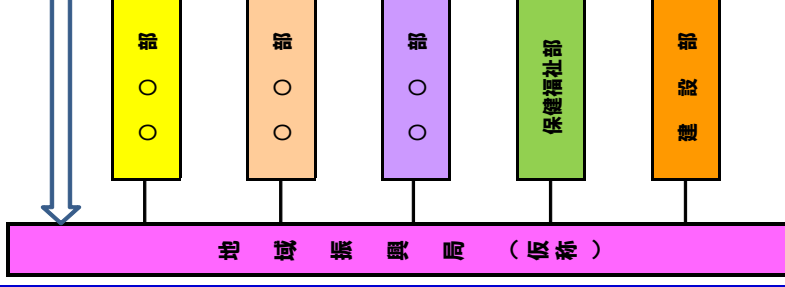
●地域課題への取組を強化するため、企画振興部門の体制を強化(地域振興局長のプレイン機能)  
●企画振興部門に保健師、土木職などの専門職員を配置



例 (※これはあくまでも例示です。)

C案【3所集約型】

【考え方】  
3所を集約して地域振興局(仮称)に改組し、地域課題への対応や総合力を強化



※地域振興局長の役割・権限  
●地域の知事代理としての役割  
●地域の重要課題や部局横断的課題に対応  
●保健福祉事務所、建設事務所の業務を局内に取り込む  
●地域振興についての予算及び定数の要求権を付与  
●管内の現地機関への資料要求、助言、勧告の権限を付与  
●総合戦略会議(仮称)(現地機関連携)の主宰など

●地域課題への取組を強化するため、企画振興部門の体制を強化(地域振興局長のプレイン機能)  
●企画振興部門に保健師、土木職などの専門職員を配置  
●現在の3所の総務課の業務を集約(庶務業務の効率化)



現在の3所の組織

地方事務所	
地域政策課	
(総務係)	
(企画振興係)	
(県民生活係)	
環境課	
税務課	
農政課	
農地整備課	
林務課	
商工観光課	
建築課(木曾、北安曇は商工観光建築課)	

保健福祉事務所	
総務課	
健康づくり支援課	
食品・生活衛生課	
福祉課	
検査課(松本、長野のみ)	

建設事務所	
総務課	
維持管理課	
整備課	
計画調査課(松本、長野のみ)	
用地課	
関連事業課(佐久、下伊那のみ)	

【1】業務の集約や管轄区域について

① 現在、3所では10地域にほぼ同じ課や係を設けて業務を行っているが、より広域的に集約した方がよいものはないか？

(例)市町村行政、税務、観光、林務、環境など

② 建設事務所について、地方事務所及び保健福祉事務所の10所体制と異なること、危機管理対応等の点から、検討が必要かどうか？

(例：建設事務所を10所体制とする場合)

安曇野建設事務所 ⇒ 松本建設事務所の付置機関へ

千曲建設事務所、須坂建設事務所 ⇒ 長野建設事務所の付置機関へ  
など

【2】課や係などについて

現在の課や係などについて検討が必要かどうか？

(例：考えられるもの)

① 地方事務所内について(地域振興機能の強化や関連業務の統合の観点)

・地域政策課企画振興係を商工観光課と統合

(県民生活係と総務係を合わせて課とする)

・地域の重要課題に対応する特命担当の設置

・環境課と林務課、農政課と林務課、農政課と農地整備課の統合 など

② 3所の枠を越えるものについて(関連業務の統合の観点)

・地方事務所建築課を建設事務所へ移管

・保健福祉事務所福祉課を地方事務所へ移管

・地方事務所環境課を保健福祉事務所へ移管 など